

## 宅地建物取引業者の皆様へ（重要事項説明等に関して）

令和4年4月  
危機管理防災総室

宅地建物取引業法施行規則の一部改正（令和2年8月28日施行）により、不動産取引時に、水防法に基づき作成された水害（洪水、高潮、雨水出水）ハザードマップにおける取引対象の物件地について説明することが義務化されました。

●洪水について…水防法の規定に基づく。

水防法第14条に基づきハザードマップを作成し、周知啓発を図っております。

●高潮について…水防法の規定に基づかない。

水防法第14条の3に基づく区域指定はされておりませんが、熊本県が公表している高潮浸水想定区域をハザードマップに掲載し、周知啓発を図っております。

●雨水出水について…水防法の規定に基づかない。

水防法第14条の2に基づく雨水出水浸水想定区域が指定されておりませんが、浸水実績図を活用して周知啓発を図っております。

高潮ハザードマップ及び浸水実績図（雨水出水）については重要事項説明の対象ではありませんが、災害リスクがあることを知ってもらうためにも、説明のほどよろしくお願いいたします。